

通所介護及び（介護予防）通所リハの単位設定の考え方について

平成30年度介護報酬改定において、通所介護及び（介護予防）通所リハビリテーションの基本報酬が、2時間ごとから1時間ごとの設定に見直されました。

通所介護及び（介護予防）通所リハビリテーションでは、提供するプログラムに応じて、単位を設定することとしておりますが、今回の改定に伴い、単位設定について、次のとおりとします。

また、8時間以上9時間未満のサービスを提供する場合は、次の事項に留意してください。

1 事業所の単位設定の考え方について

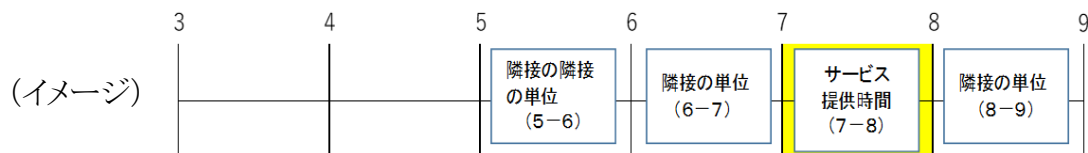
事業所としての単位設定は、1時間毎(※)とし、単位分け不要の判断基準として、隣接の隣接の単位までを一体的に提供できるものとします。

※1時間毎の設定単位は、3-4(3時間以上4時間未満のことをいう。以下、同じ。)、4-5、5-6、6-7、7-8、8-9のいずれかとする。

(具体例) サービス提供時間を9時30分から16時40分とした場合

事業所としての単位が7-8の単位に該当するため、隣接の6-7、8-9、隣接の隣接の5-6の単位について、単位分け不要となります。

つまり、この場合は、当該単位で、5-6、6-7、7-8、8-9の利用者へのサービス提供が可能です。



上記具体例のように、同一単位内で複数のプログラムを実施することを可能としていますが、通所介護サービスについては、利用者毎に作成される通所介護計画に基づいて提供する必要がありますことから、それぞれの利用者に応じた適切なサービス提供を管理できることが前提です。

2 8時間以上9時間未満のサービスを提供する場合の留意点について

8時間以上9時間未満利用者がある場合、当該利用者については、通常8時間10分程度の通所介護計画が作成されることから、提供時間を通じて配置すべき介護職員は、早番と遅番のシフトが配置されなければならないことに留意してください。

また、週5回以上サービス提供を行う場合は、生活相談員が常勤職員1名では不十分であることに留意してください。

3 変更届・加算届を提出する際の留意点について

変更届又は加算届を提出する際に、勤務表を添付する必要がある場合は、勤務表の欄外に、「8時間以上9時間未満の利用者の有無」について記載のうえ、当該利用者が「有り」の場合は、職員の従事時間を記載した勤務表に加えて、職員の配置状況がわかるシフト表を添付してください。